

# 自動車損害賠償責任保険基準料率

平成25年1月15日届出

損害保険料率算出機構

## 自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

### 1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用															
	自 家 用															
営 業 用 乗 用 自 動 車	A															
	B															
	C															
	D															
自 家 用 乗 用 自 動 車				40,040	39,120	38,180	37,240	36,300	35,360	34,420	33,480	32,540	31,600	30,660		
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の														
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の														
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の														
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の														
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用															
	自 家 用															
小 型 二 輪 自 動 車				18,380	18,020	17,660	17,290	16,930	16,560	16,200	15,830	15,470	15,100	14,740		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			37,780	36,920	36,040	35,160	34,280	33,400	32,520	31,640	30,760	29,880	29,000		
	検 査 対 象 外 車	28,060	23,560		18,970											
原 動 機 付 自 転 車		17,330	14,890		12,410											
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車																
緊 急 自 動 車				11,160	10,990	10,820	10,640	10,470	10,300	10,120	9,950	9,780	9,600	9,430		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車															
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車														
		検 査 対 象 外 車														
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車															
	(ロ) 教 習 用 自 動 車															
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小 型 二 輪 自 動 車				23,270	22,790	22,290	21,800	21,300	20,810	20,310	19,820	19,320	18,830	18,330
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車													
検 査 対 象 外 車	34,270		28,580		22,770											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検 査 対 象 外 被 け ん 引 軽 自 動 車		4,770	4,740		4,720											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用																
	自家用																
営業用乗用自動車	A																
	B																
	C																
	D																
自家用乗用自動車		29,720	28,780	27,840	26,890	25,930	24,970	24,010	23,050	22,100	21,140	20,180	19,220	18,260			
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		97,930	94,300	90,600	86,900	83,200	79,500	75,800	72,100	68,400	64,700	61,000	57,300		
		最大積載量が2トン以下のもの		66,500	64,100	61,640	59,190	56,740	54,280	51,830	49,370	46,920	44,470	42,010	39,560		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		68,720	66,220	63,680	61,140	58,600	56,060	53,520	50,970	48,430	45,890	43,350	40,810		
		最大積載量が2トン以下のもの		44,640	43,090	41,500	39,910	38,330	36,740	35,150	33,560	31,980	30,390	28,800	27,220		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		56,760	54,730	52,660	50,590	48,530	46,460	44,390	42,330	40,260	38,190	36,120	34,060			
	自家用		30,690	29,680	28,640	27,610	26,580	25,540	24,510	23,480	22,440	21,410	20,370	19,340			
小型二輪自動車		14,370	14,010	13,640	13,270	12,900	12,530	12,160	11,780	11,410	11,040	10,670	10,290	9,920			
軽自動車	検査対象車	28,120	27,240	26,370	25,470	24,570	23,670	22,780	21,880	20,980	20,090	19,190	18,290	17,390			
	検査対象外車			14,290													
原動機付自転車				9,870													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			11,720	11,440	11,160	10,880	10,600	10,320	10,040	9,750	9,470	9,190	8,910	8,630			
緊急自動車		9,260	9,080	8,910	8,730	8,560	8,380	8,200	8,020	7,850	7,670	7,490	7,320	7,140			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
	(ロ) 小型二輪自動車																
	(ハ) 軽自動車	検査対象車															
		検査対象外車															
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			10,100	9,890	9,670	9,450	9,230	9,020	8,800	8,580	8,370	8,150	7,930	7,710		
	(ロ) 教習用自動車			10,100	9,890	9,670	9,450	9,230	9,020	8,800	8,580	8,370	8,150	7,930	7,710		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		36,120	34,900	33,650	32,400	31,150	29,900	28,650	27,400	26,160	24,910	23,660	22,410		
		b 小型二輪自動車	17,840	17,350	16,850	16,350	15,840	15,340	14,830	14,330	13,820	13,320	12,810	12,310	11,800		
	(ハ) c	軽自動車	検査対象車		17,350	16,850	16,350	15,840	15,340	14,830	14,330	13,820	13,320	12,810	12,310	11,800	
		検査対象外車			16,850												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640		
検査対象外被けん引軽自動車				4,690													

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

## (1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		13か月	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	67,170	62,450	57,630	52,810	47,990	43,170	38,350	33,530	28,710	23,890	19,080	14,260	9,440				
	自家用	17,380	16,420	15,440	14,450	13,470	12,490	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600				
営業用乗用自動車	A	149,720	138,760	127,580	116,400	105,220	94,040	82,870	71,690	60,510	49,330	38,150	26,980	15,800				
	B	118,580	109,980	101,200	92,420	83,640	74,860	66,080	57,300	48,520	39,740	30,960	22,180	13,400				
	C	89,810	83,370	76,810	70,250	63,690	57,120	50,560	44,000	37,430	30,870	24,310	17,750	11,180				
	D	40,310	37,610	34,860	32,110	29,360	26,620	23,870	21,120	18,370	15,620	12,870	10,120	7,370				
自家用乗用自動車		17,310	16,350	15,370	14,390	13,420	12,440	11,460	10,480	9,510	8,530	7,550	6,580	5,600				
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	53,600	49,900	46,130	42,350	38,580	34,810	31,040	27,260	23,490	19,710	15,940	12,170	8,390			
		最大積載量が2トン以下のもの	37,110	34,650	32,150	29,650	27,140	24,640	22,140	19,640	17,130	14,630	12,130	9,630	7,120			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	38,270	35,730	33,130	30,540	27,950	25,360	22,760	20,170	17,580	14,990	12,400	9,810	7,210			
		最大積載量が2トン以下のもの	25,630	24,040	22,420	20,810	19,190	17,570	15,950	14,330	12,710	11,090	9,480	7,860	6,240			
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	31,990	29,920	27,810	25,710	23,600	21,490	19,380	17,270	15,160	13,050	10,950	8,840	6,730				
	自家用	18,310	17,270	16,220	15,160	14,110	13,060	12,000	10,950	9,890	8,840	7,780	6,730	5,670				
小型二輪自動車		9,550	9,180	8,800	8,420	8,040	7,660	7,280	6,900	6,520	6,140	5,760	5,380	5,000				
軽自動車	検査対象車	16,500	15,600	14,690	13,770	12,860	11,940	11,030	10,110	9,190	8,280	7,370	6,450	5,540				
	検査対象外車		9,510															
原動機付自転車			7,280															
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,350	8,070	7,780	7,490	7,210	6,920	6,630	6,340	6,060	5,770	5,480	5,190	4,910				
緊急自動車		6,960	6,790	6,610	6,430	6,250	6,070	5,880	5,700	5,520	5,340	5,160	4,980	4,800				
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,440	12,710	11,970	11,240	10,500	9,770	9,030	8,300	7,560	6,830	6,090	5,350	4,740			
	(ロ) 小型二輪自動車		7,910	7,630	7,360	7,080	6,810	6,540	6,260	5,990	5,720	5,440	5,170	4,890	4,670			
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	7,910	7,630	7,360	7,080	6,810	6,540	6,260	5,990	5,720	5,440	5,170	4,890	4,670			
		検査対象外車	7,900	7,630	7,360	7,090	6,820	6,540	6,270	6,000	5,730	5,460	5,180	4,910	4,690			
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,500	7,280	7,060	6,840	6,620	6,390	6,170	5,950	5,730	5,510	5,290	5,060	4,840			
	(ロ) 教習用自動車		7,500	7,280	7,060	6,840	6,620	6,390	6,170	5,950	5,730	5,510	5,290	5,060	4,840			
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	21,160	19,910	18,640	17,360	16,090	14,810	13,540	12,270	10,990	9,720	8,440	7,170	5,890			
		b 小型二輪自動車	11,300	10,800	10,280	9,770	9,250	8,740	8,220	7,710	7,190	6,680	6,160	5,650	5,130			
	c 軽自動車	検査対象車	11,300	10,800	10,280	9,770	9,250	8,740	8,220	7,710	7,190	6,680	6,160	5,650	5,130			
		検査対象外車		10,800														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車			4,670															

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用																
	自家用																
営業用乗用自動車	個人を除く																
	個人																
自家用乗用自動車				11,020	10,850	10,680	10,510	10,340	10,170	10,000	9,830	9,660	9,490	9,320			
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの															
		最大積載量が2トン以下のもの															
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの															
		最大積載量が2トン以下のもの															
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用																
	自家用																
小型二輪自動車				8,890	8,780	8,670	8,550	8,440	8,330	8,210	8,100	7,990	7,870	7,760			
軽自動車	検査対象車			9,490	9,370	9,240	9,110	8,980	8,850	8,720	8,590	8,460	8,330	8,200			
	検査対象外車	7,920	7,290		6,650												
原動機付自転車		5,350	5,210		5,070												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																	
緊急自動車				5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	5,060			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
	(ロ) 小型二輪自動車																
	(ハ) 軽自動車	検査対象車															
		検査対象外車															
特殊用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車																
	(ロ) 教習用自動車																
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
		b 小型二輪自動車				4,920	4,920	4,910	4,900	4,890	4,880	4,880	4,870	4,860	4,850	4,840	
		c 軽自動車	検査対象車														
検査対象外車	4,880		4,840		4,790												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車																	
検査対象外けん引軽自動車		4,770	4,740		4,720												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用																
	自 家 用																
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く																
	個 人																
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,150	8,980	8,810	8,640	8,470	8,300	8,120	7,950	7,780	7,600	7,430	7,260	7,090			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	36,690	35,450	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270	24,000	22,730			
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	23,120	22,400	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540	15,800	15,070			
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	36,690	35,450	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270	24,000	22,730			
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	23,120	22,400	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540	15,800	15,070			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		11,780	11,510	11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230	8,950	8,670			
	自 家 用		11,780	11,510	11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230	8,950	8,670			
小 型 二 輪 自 動 車		7,650	7,530	7,420	7,310	7,190	7,070	6,960	6,840	6,730	6,610	6,500	6,380	6,270			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,080	7,950	7,820	7,690	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,890	6,760	6,630	6,500			
	検 査 対 象 外 車			5,990													
原 動 機 付 自 転 車				4,930													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			4,950	4,940	4,930	4,910	4,900	4,890	4,870	4,860	4,850	4,840	4,820	4,810			
緊 急 自 動 車		5,050	5,030	5,010	5,000	4,980	4,960	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890	4,870	4,850			
商 品 自 動 車	(イ) 三 輪 以 上 の 自 動 車 (軽 自 動 車 を 除 く)																
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車																
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車															
		検 査 対 象 外 車															
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車			4,700	4,700	4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670	4,670	4,670		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			4,700	4,700	4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670	4,670	4,670		
	(ハ) a	三 輪 以 上 の 自 動 車 (軽 自 動 車 を 除 く)			7,240	7,130	7,030	6,930	6,820	6,720	6,610	6,510	6,410	6,300	6,200	6,100	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		4,840	4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740	
	c	軽 自 動 車			4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740	
		検 査 対 象 外 車				4,740											
被 け ん 引 旅 客 自 動 車、被 け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車、 被 け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車、被 け ん 引 大 型 特 殊 自 動 車、 被 け ん 引 小 型 特 殊 自 動 車、被 け ん 引 特 種 用 途 自 動 車 及 び 検 査 対 象 被 け ん 引 軽 自 動 車			4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640		
検 査 対 象 外 被 け ん 引 軽 自 動 車				4,690													

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		20,990	19,750	18,490	17,230	15,970	14,710	13,450	12,190	10,930	9,660	8,400	7,140	5,880	
	自家用		17,380	16,420	15,440	14,450	13,470	12,490	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600	
営業用乗用自動車	個人を除く		25,330	23,770	22,170	20,580	18,980	17,380	15,790	14,190	12,600	11,000	9,410	7,810	6,220	
	個人		25,330	23,770	22,170	20,580	18,980	17,380	15,790	14,190	12,600	11,000	9,410	7,810	6,220	
自家用乗用自動車			6,910	6,740	6,560	6,390	6,210	6,030	5,860	5,680	5,500	5,330	5,150	4,970	4,800	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,460	20,190	18,890	17,590	16,290	15,000	13,700	12,400	11,110	9,810	8,510	7,220	5,920	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,460	20,190	18,890	17,590	16,290	15,000	13,700	12,400	11,110	9,810	8,510	7,220	5,920	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,380	8,100	7,810	7,520	7,230	6,940	6,650	6,360	6,070	5,780	5,490	5,200	4,910	
	自家用		8,380	8,100	7,810	7,520	7,230	6,940	6,650	6,360	6,070	5,780	5,490	5,200	4,910	
小型二輪自動車			6,150	6,030	5,920	5,800	5,680	5,560	5,450	5,330	5,210	5,090	4,970	4,860	4,740	
軽自動車	検査対象車		6,370	6,230	6,100	5,970	5,830	5,700	5,560	5,430	5,290	5,160	5,020	4,890	4,760	
	検査対象外車			5,320												
原動機付自転車				4,790												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			4,800	4,780	4,770	4,760	4,740	4,730	4,710	4,700	4,690	4,680	4,660	4,650	4,630	
緊急自動車			4,840	4,820	4,800	4,790	4,770	4,750	4,740	4,720	4,700	4,690	4,670	4,650	4,640	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
	(ロ) 小型二輪自動車			4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
		検査対象外車		4,900	4,880	4,860	4,840	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,680	4,660	4,650
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630
	(ロ) 教習用自動車			4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,990	5,890	5,780	5,680	5,570	5,470	5,360	5,260	5,150	5,040	4,940	4,830	4,730
		b 小型二輪自動車		4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,650	4,640	4,630
	(ニ) その他	検査対象車		4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,650	4,640	4,630
		検査対象外車			4,690											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外けん引軽自動車				4,670												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月		
				契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用																	
	自 家 用																	
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く																	
	個 人																	
自 家 用 乗 用 自 動 車																		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の																
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の																
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の																
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の																
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用																	
	自 家 用																	
小 型 二 輪 自 動 車																		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車																	
	検 査 対 象 外 車	5,760	5,540		5,330													
原 動 機 付 自 転 車		5,350	5,210		5,070													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車																		
緊 急 自 動 車																		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車																	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車																
		検 査 対 象 外 車																
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車																	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車																	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
		b 小 型 二 輪 自 動 車		16,030	15,730	15,430	15,130	14,820	14,520	14,220	13,920	13,610	13,310	13,010				
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車															
検 査 対 象 外 車	22,800		19,310		15,750													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		4,770	4,740		4,720													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約		
		営業用	自家用															
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用																	
	自家用																	
営業用乗用自動車	個人を除く																	
	個人																	
自家用乗用自動車				13,560	13,230	12,890	12,550	12,210	11,870	11,530	11,190	10,850	10,500	10,160	9,820	9,480		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの			25,080	24,290	23,470	22,660	21,850	21,040	20,230	19,420	18,610	17,800	16,980	16,170		
		最大積載量が2トン以下のもの			25,080	24,290	23,470	22,660	21,850	21,040	20,230	19,420	18,610	17,800	16,980	16,170		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの			25,080	24,290	23,470	22,660	21,850	21,040	20,230	19,420	18,610	17,800	16,980	16,170		
		最大積載量が2トン以下のもの			25,080	24,290	23,470	22,660	21,850	21,040	20,230	19,420	18,610	17,800	16,980	16,170		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			14,580	14,190	13,800	13,400	13,010	12,610	12,220	11,820	11,430	11,030	10,640	10,240			
	自家用			14,580	14,190	13,800	13,400	13,010	12,610	12,220	11,820	11,430	11,030	10,640	10,240			
小型二輪自動車				5,090	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000	4,990	4,970	4,950	4,930	4,910	4,900	4,880		
軽自動車	検査対象車			13,560	13,230	12,890	12,550	12,210	11,870	11,530	11,190	10,850	10,500	10,160	9,820	9,480		
	検査対象外車					5,100												
原動機付自転車						4,930												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車					6,650	6,570	6,490	6,410	6,330	6,250	6,170	6,090	6,010	5,930	5,850	5,770		
緊急自動車				9,020	8,860	8,690	8,520	8,360	8,190	8,020	7,850	7,680	7,520	7,350	7,180	7,010		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																	
	(ロ) 小型二輪自動車																	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車																
		検査対象外車																
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車				7,920	7,790	7,660	7,530	7,400	7,270	7,140	7,010	6,880	6,750	6,610	6,480		
	(ロ) 教習用自動車				7,920	7,790	7,660	7,530	7,400	7,270	7,140	7,010	6,880	6,750	6,610	6,480		
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				13,590	13,250	12,890	12,530	12,180	11,820	11,470	11,110	10,760	10,400	10,040	9,690	
		b 小型二輪自動車				12,710	12,400	12,100	11,790	11,480	11,180	10,870	10,560	10,250	9,940	9,630	9,320	9,020
		c 軽自動車	検査対象車			12,400	12,100	11,790	11,480	11,180	10,870	10,560	10,250	9,940	9,630	9,320	9,020	
			検査対象外車					12,120										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				4,650	4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640		
検査対象外被けん引軽自動車						4,690												

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
		営業用	自家用															
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用			47,250	44,030	40,750	37,470	34,180	30,900	27,610	24,330	21,040	17,760	14,470	11,190	7,900		
	自家用			17,380	16,420	15,440	14,450	13,470	12,490	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600		
営業用乗用自動車	個人を除く			83,290	77,340	71,280	65,220	59,160	53,100	47,040	40,980	34,920	28,860	22,800	16,740	10,680		
	個人			40,310	37,610	34,860	32,110	29,360	26,620	23,870	21,120	18,370	15,620	12,870	10,120	7,370		
自家用乗用自動車				9,140	8,800	8,450	8,100	7,750	7,410	7,060	6,710	6,360	6,010	5,670	5,320	4,970		
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		15,360	14,550	13,720	12,890	12,070	11,240	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450		
		最大積載量が2トン以下のもの		15,360	14,550	13,720	12,890	12,070	11,240	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		15,360	14,550	13,720	12,890	12,070	11,240	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450		
		最大積載量が2トン以下のもの		15,360	14,550	13,720	12,890	12,070	11,240	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			9,850	9,450	9,050	8,650	8,250	7,840	7,440	7,040	6,630	6,230	5,830	5,430	5,020		
	自家用			9,850	9,450	9,050	8,650	8,250	7,840	7,440	7,040	6,630	6,230	5,830	5,430	5,020		
小型二輪自動車				4,860	4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640		
軽自動車	検査対象車			9,140	8,800	8,450	8,100	7,750	7,410	7,060	6,710	6,360	6,010	5,670	5,320	4,970		
	検査対象外車				4,870													
原動機付自転車					4,790													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,690	5,610	5,520	5,440	5,360	5,280	5,200	5,110	5,030	4,950	4,870	4,780	4,700		
緊急自動車				6,850	6,680	6,510	6,330	6,160	5,990	5,820	5,650	5,480	5,310	5,140	4,960	4,790		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				6,730	6,550	6,370	6,200	6,020	5,850	5,670	5,500	5,320	5,150	4,970	4,800	4,650	
	(ロ) 小型二輪自動車				4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車				4,870	4,850	4,830	4,810	4,790	4,760	4,740	4,720	4,700	4,680	4,660	4,640	4,630
		検査対象外車				4,860	4,840	4,830	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,700	4,680	4,660	4,650
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車				6,350	6,220	6,090	5,960	5,820	5,690	5,560	5,420	5,290	5,150	5,020	4,890	4,750	
	(ロ) 教習用自動車				6,350	6,220	6,090	5,960	5,820	5,690	5,560	5,420	5,290	5,150	5,020	4,890	4,750	
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				9,330	8,980	8,610	8,250	7,890	7,520	7,160	6,800	6,440	6,070	5,710	5,350	4,980
		b 小型二輪自動車				8,710	8,400	8,080	7,770	7,450	7,140	6,820	6,510	6,190	5,880	5,570	5,250	4,930
		c 軽自動車	検査対象車			8,710	8,400	8,080	7,770	7,450	7,140	6,820	6,510	6,190	5,880	5,570	5,250	4,930
			検査対象外車				8,420											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630		
検査対象外被けん引軽自動車					4,670													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車				11,020	10,850	10,680	10,510	10,340	10,170	10,000	9,830	9,660	9,490	9,320		
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車				5,290	5,270	5,250	5,230	5,220	5,200	5,180	5,160	5,150	5,130	5,110		
軽自動車	検査対象車			6,380	6,330	6,290	6,240	6,190	6,150	6,100	6,050	6,000	5,960	5,910		
	検査対象外車	5,760	5,540		5,330											
原動機付自転車		5,350	5,210		5,070											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車				5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	5,060		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車				4,920	4,920	4,910	4,900	4,890	4,880	4,880	4,870	4,860	4,850	4,840
		c 軽自動車	検査対象車													
検査対象外車	4,880		4,840		4,790											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検査対象外被けん引軽自動車		4,770	4,740		4,720											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用																
	自 家 用																
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く																
	個 人																
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,150	8,980	8,810	8,640	8,470	8,300	8,120	7,950	7,780	7,600	7,430	7,260	7,090			
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,640	23,870	23,070	22,280	21,480	20,690	19,900	19,100	18,310	17,510	16,720	15,930		
		最大積載量が2トン以下のもの		23,120	22,400	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540	15,800	15,070		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,640	23,870	23,070	22,280	21,480	20,690	19,900	19,100	18,310	17,510	16,720	15,930		
		最大積載量が2トン以下のもの		23,120	22,400	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540	15,800	15,070		
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用		11,720	11,440	11,160	10,880	10,600	10,320	10,040	9,760	9,470	9,190	8,910	8,630			
	自 家 用		11,720	11,440	11,160	10,880	10,600	10,320	10,040	9,760	9,470	9,190	8,910	8,630			
小 型 二 輪 自 動 車		5,090	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000	4,990	4,970	4,950	4,930	4,910	4,900	4,880			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,870	5,820	5,770	5,730	5,680	5,630	5,580	5,540	5,490	5,440	5,390	5,350	5,300			
	検 査 対 象 外 車			5,100													
原 動 機 付 自 転 車				4,930													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			4,950	4,940	4,930	4,910	4,900	4,890	4,870	4,860	4,850	4,840	4,820	4,810			
緊 急 自 動 車		5,050	5,030	5,010	5,000	4,980	4,960	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890	4,870	4,850			
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車																
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車															
		検 査 対 象 外 車															
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車			4,700	4,700	4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670	4,670	4,670		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			4,700	4,700	4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670	4,670	4,670		
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,540	5,500	5,470	5,430	5,390	5,360	5,320	5,280	5,250	5,210	5,180	5,140		
		b 小 型 二 輪 自 動 車	4,840	4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740		
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車		4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740	
		検 査 対 象 外 車			4,740												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				4,690													

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		20,990	19,750	18,490	17,230	15,970	14,710	13,450	12,190	10,930	9,660	8,400	7,140	5,880		
	自家用		17,380	16,420	15,440	14,450	13,470	12,490	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600		
営業用乗用自動車	個人を除く		25,320	23,750	22,160	20,560	18,970	17,370	15,780	14,190	12,590	11,000	9,400	7,810	6,210		
	個人		25,320	23,750	22,160	20,560	18,970	17,370	15,780	14,190	12,590	11,000	9,400	7,810	6,210		
自家用乗用自動車			6,910	6,740	6,560	6,390	6,210	6,030	5,860	5,680	5,500	5,330	5,150	4,970	4,800		
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,130	14,340	13,530	12,720	11,910	11,100	10,290	9,480	8,670	7,860	7,050	6,240	5,430		
		最大積載量が2トン以下のもの	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,130	14,340	13,530	12,720	11,910	11,100	10,290	9,480	8,670	7,860	7,050	6,240	5,430		
		最大積載量が2トン以下のもの	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,350	8,070	7,780	7,490	7,210	6,920	6,630	6,340	6,060	5,770	5,480	5,190	4,910		
	自家用		8,350	8,070	7,780	7,490	7,210	6,920	6,630	6,340	6,060	5,770	5,480	5,190	4,910		
小型二輪自動車			4,860	4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640		
軽自動車	検査対象車		5,250	5,200	5,150	5,110	5,060	5,010	4,960	4,910	4,860	4,810	4,770	4,720	4,670		
	検査対象外車			4,870													
原動機付自転車				4,790													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			4,800	4,780	4,770	4,760	4,740	4,730	4,710	4,700	4,690	4,680	4,660	4,650	4,630		
緊急自動車			4,840	4,820	4,800	4,790	4,770	4,750	4,740	4,720	4,700	4,690	4,670	4,650	4,640		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630	
	(ロ) 小型二輪自動車			4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630	
		検査対象外車		4,830	4,810	4,800	4,780	4,770	4,750	4,730	4,720	4,700	4,690	4,670	4,660	4,650	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630		
	(ロ) 教習用自動車			4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630		
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,100	5,070	5,030	4,990	4,950	4,920	4,880	4,840	4,810	4,770	4,730	4,690	4,660
		b 小型二輪自動車			4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,650	4,640	4,630
		c 軽自動車	検査対象車		4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,650	4,640	4,630
			検査対象外車			4,690											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630		
検査対象外けん引軽自動車				4,670													

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により  
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\text{返還保険料} = (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{36か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{36か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{36 か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36 か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

## ニ 保険期間 48 か月の契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{36 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の3年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の2年超3年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{48 か月契約の3年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

## ホ 保険期間 60 か月の契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{60 か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{60 か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{48 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 37 か月以上 48 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料} \\ &\text{率} + 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ &\text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。